

扇湖山荘の利活用事業
公募型プロポーザルにおける優先交渉権者の選定結果

1 応募者

次の事業者から参加申込がありました。

事業者名
一般社団法人鎌倉ルネサンス

※審査基準の規定により「事務局による審査」（参加資格要件の確認）を行い、応募者を参加資格審査の通過者としてしました。

2 選定結果

応募者の提案内容を審査し、次のとおり優先交渉権者を決定しました。

順位	事業者名	評価	選定理由（講評）	（参考） 提案内容について
1	一般社団法人 鎌倉ルネサンス	93点 (150点満点)	既存建物（本館、伏見亭）の整備方針は、建物の価値に配慮した適切な提案となっていた。 庭園の一般公開、市民に向けた講演会や学校との連携による課外授業の実施など、市民との関わりや地域への貢献を考慮した提案となっていた。 交通への配慮や災害への協力など、周辺への影響に配慮した提案となっていた。 業務への理解度が高く、パブリックマインドや事業遂行への熱意が感じられた。	〔用途〕 既存施設と同用途 （研修厚生施設）

※応募者が1者であったため、次点交渉権者は選定しませんでした。

3 審査会

扇湖山荘の利活用事業に係る企画提案等審査会の委員は、次のとおりです。

	職名	選任理由
会 長	総務部次長 (公的不動産活用課 事務所掌)	本業務の 主管次長
副会長	まちづくり計画部次長 (都市計画課 事務所掌)	本業務の 関連次長
委 員	都市景観部次長 (都市調整課、開発審査課、 建築指導課 事務所掌)	
委 員	都市景観部次長 (都市景観課、みどり公園課事務所掌)	
委 員	総務部公的不動産活用課担当課長 (公的不動産維持担当)	本業務の 関連課長

4 今後について

優先交渉権者と基本協定を締結し、双方協力のもと、約1年をかけて本事業の事業化に向けた詳細協議を実施します。協議が成立した場合、本事業の事業化を決定します。